

## 点検済票交付手数料の改正と日付の印字について

4月1日から交付する点検済票の一部の手数料を次のとおり改正いたします。

また、点検済票に日付の印字が可能となりましたので、印字をご希望される場合は、点検済票交付申請書（様式13号）にその旨を記入して申請してください。

### ●防用設備等点検済票交付手数料について

消防用設備等点検済表示制度運用細則第11条第1項に定める手数料の額について、同細則別表1を次のとおり改正する。

1号表示登録会員の 消火器以外用の 点検済票交付手数料	改正前	➡	改正後
	1枚 110円		1枚 100円

※ただし、改正後の交付手数料の額は2年間の期間限定とし、令和4年4月1日から交付する点検済票に適用する。なお、2年後の交付手数料の額については、今後の点検済票の交付状況等を踏まえ検討を行うこととする。

### ●点検済票の日付の印字について

下図の点検済票の「点検年月日」と「次回点検月」の欄に「●」で示すとおり、日付の印字が可能となりました。印字をご希望される場合のみ、申請書の例を参考に必要事項を記入して申請してください。

記入がない場合は従来通り印字されません。

なお、日付の印字は設備ごとに申請書に記載された全ての枚数となりますが、異なる日付の印字を希望される場合は申請方法等を調整いたしますので、事前にその旨を連絡してください。



### ●ラベルの交付について

ラベルの交付は、直接お渡し又はメール便により送付（夕方の発送でおおむね翌々日中に到達）しておりますが、お急ぎの場合は、その旨を申請書の備考欄に記載されるか、電話等でご連絡ください。